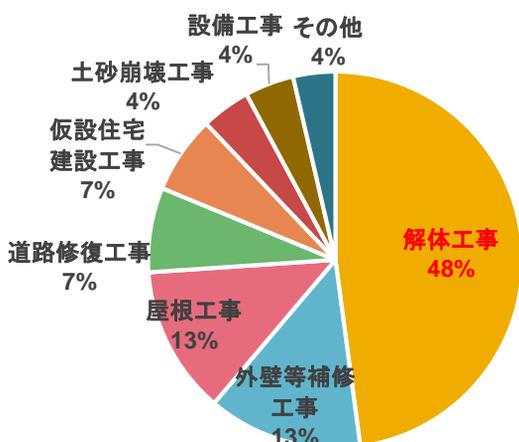


# 地震により被害を受けた建物の 解体・改修作業中の安全管理の徹底を！

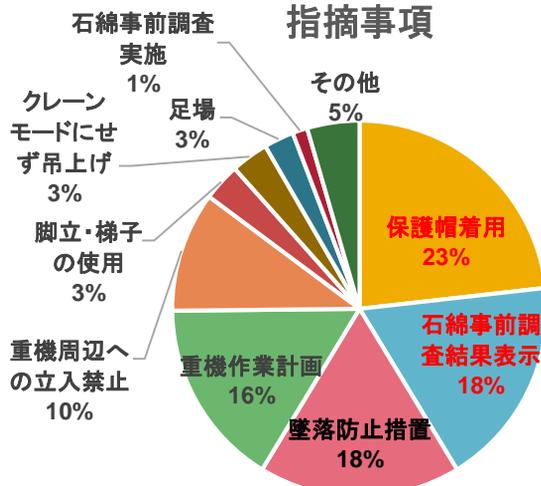
令和6年1月1日に発生した能登半島地震により甚大な被害が発生した能登地区において、現在、災害復旧工事が本格化しています。工事の本格化に伴い、七尾労働基準監督署管内において、復旧工事中の労働災害が多発している状況です。労働災害が発生すると、工事の進捗にも影響が生じ、早期復興の妨げになると思われますので、災害復旧工事の関係者の皆様には、労働安全衛生法及び関係法令を遵守し、作業員の安全衛生を確保した工事を進めていただきますようお願いいたします。

- 令和6年4月から同年8月末において当署管内の復旧工事現場を巡回指導したところ、**23%の現場で保護帽を着用していない作業者が確認されました。**また、**18%の現場で公費解体を含めた解体工事現場における石綿（アスベスト）含有の有無を調査した事前調査結果が掲示されていませんでした。**そのほか、**18%の現場で屋根工事などの高所作業にあたり、手すりを設けたり、親綱を設置し、墜落制止用器具を着用するといった、墜落防止措置がない状況が確認されました。**

### 現場の割合



### 指摘事項



## ヘルメット（保護帽）を適切に着用しましょう

上記とおり23%の現場で保護帽を着用せずに作業が行われていました。作業時間中の気温が高く、保護帽を被ることが不快であるなどの理由で未着用としている現場が見受けられますが、保護帽を着用することは、万が一の墜落災害から身を守るために非常に重要です。日本ヘルメット協会が実施した人形を用いた高さ約1mからの墜落実験では墜落時保護用の保護帽を着用した場合には、保護帽を着用しなかったときに比べ、頭部にかかる衝撃荷重は半分以下となるデータが公表されています。



保護帽には、「飛来・落下物用」、「墜落時保護用」、「飛来・落下と墜落時の兼用の物」などがありますので作業に合わせた保護帽を使用してください。作業に合致しない保護帽を使用した場合は、ほとんど効果を発揮しません。保護帽の耐用年数や、摩耗状況を定期的に点検し、不具合が認められた場合は使用を中止しましょう。

